

令和8年度北九州市立新道寺小学校通学支援業務
仕様書

1 目的

この業務は、北九州市立新道寺小学校（以下「新道寺小学校」とする）の児童を対象として、通学のための運送を行うことを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで
(運行開始は令和8年4月8日から)

3 履行場所

新道寺小学校（北九州市小倉南区新道寺820番地1 Tel 451-0016）

4 業務内容

- (1) 車両の用意
- (2) 車両の管理
- (3) 車両の運行
- (4) 事故の処理
- (5) 車両保管場所の確保
- (6) 乗降確認簿の作成
- (7) その他前各号に付帯する事務

5 運行車両仕様

本業務の受託者において以下の仕様を有する車両を用意すること。

- (1) 最大利用予定児童数2名を安全に新道寺小学校に通学できる車両を用意し、年度途中で児童数が増加した場合にも対応できるようにすること。
- (2) 出入口は自動扉とし、冷暖房空調機能付とする。
- (3) 車両本体に以下のとおり標識を取り付ける。なお、標識作成に係る経費は受託者の負担とする。（標識はマグネット式でも可。ただし、風雨などで容易に外れないこと）

「新道寺小学校通学支援」標識

- ①掲示場所 車体前及び両側側面
- ②サイズ 原則縦15cm、横20cm程度とするが別途協議

(4) その他

- ア 車両の詳細については、契約締結後、別に定める「使用車両届出書」（複数台を使用見込みの場合は予定車両全て）を本市に提出すること。
- イ 使用する車両について車幅等の面で運行可能かどうか、事前に現地を確認すること。
- ウ 車両については、関係法令、規則等を遵守すること。

- エ 受託者は、車両を常時点検整備し、安全で良好な状態で運行すること。
- オ 車両故障の場合は、すみやかに児童の安全を確保するとともに学校へ連絡し、児童が安全に登校できるよう代替措置を講じること。この措置については、使用車両と同等の車両を用意することを基本とする。なお、これらに係る経費は受託者負担とすること。
- カ 燃料費、車両維持管理費は受託者負担とすること。

6 運行経路

運行経路は、小倉南区平尾台（以降の住所は個人情報のため掲載を控える。公募の参加にあたり必要な場合は別途説明を行う。）から新道寺小学校の間とする。

7 運行内容

(1) 運行日

契約期間内における、新道寺小学校の授業日及び学校休業日における招集日。（土曜日授業及び学校行事等により学校休業日にも運行することがある。）

詳細は、運行月の前月 25 日まで（4月のみ4月4日まで）に学校長が作成する「月間運行予定表」により通知することとする。

台風、積雪、路面凍結など悪天候により運行が困難と予想される場合は、受託者及び学校長と協議のうえ運行の可否を決定することとする。

<参考>

学校休業日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日のほか、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日等をいう。

(2) 運行予定回数

年間予定回数 256回（見込み）

うち登校便206回（1日1回）、下校便50回（希望があった場合）

※始業式、終業式、休業中における招集日等、学校行事により運行回数を変更することがある。

(3) 運行予定日数

ア 年間予定日数 206日（見込み）

イ 月別予定日数

4月…16日、5月…18日、6月…22日、7月…16日、8月…7日、9月…19日、

10月…19日、11月…19日、12月…18日、1月…17日、2月…18日、3月…17日

※「年間予定日数」及び「月別予定日数」については、学校行事等により変更することがある。詳細は学校長が作成する「月間運行予定表」により通知することとする。

(4) 運行時間

運行時間は以下のとおりを基本とする。ただし、学校長の指示により変更することがある。また、配車は始発時刻の5分前までに行うこととする。

ア 登校便

| 曜 日 | 月～金 |
|-------------|-----------|
| (発) 小倉南区平尾台 | 7：50～8:00 |
| (着) 新道寺小学校 | 8：10～8:20 |

イ 下校便

| 曜 日 | 月・火・木・金 | | |
|-------------|---------|-------|-------|
| 便 名 | 午後① | 午後② | 午後① |
| (発) 新道寺小学校 | 14:50 | 15:40 | 14:45 |
| (着) 小倉南区平尾台 | 15:10 | 16:00 | 15:05 |

8 業務上の留意点

(1) 乗務員の留意事項

- ア 乗務員は、安全運行技能を備え、道路交通法等の関係諸法規の定めに従って運行し、
走行中及び、乗降車時の児童の安全を図らなければならない。
- イ 乗務員は、児童に対して、教育の場にふさわしい態度及び服装をもって接すること。
- ウ 児童の登校に支障のないように運行時間を遵守するものとする。
- エ 乗車場所において、児童の乗車もれがないように十分配慮しなければならない。
- オ 乗務員は、出発時刻になんでも乗車予定児童が来ない場合は、学校長へ連絡し、その
指示を受けるものとする。
- カ 学校長が、相当の理由をもって乗務員を不適当と認めたときは、受託者に対してその
変更を求めることができる。

(2) 緊急時等の対応

- ア 受託者は、交通事故その他の緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講じる
とともに、学校長へ通報し、その指示を受けるものとする。
- イ 受託者は、積雪、交通渋滞等により規程どおりの運行が困難となった場合は、速やか
に学校長へ連絡し、その指示を受けるものとする。
- ウ 受託者は、緊急時の対応等のため、乗務員には携帯電話を所持させること。当該電話
に係る経費は受託者の負担とする。
- エ 受託者は、市の過失に起因する場合を除き、車内における児童等の事故による損害賠
償の責を追うものとする。
- オ 万一、事故が発生した場合、または第三者に対して損害を及ぼした場合は、その経過
をすみやかに学校長及び教育委員会学事課に報告するとともに、関係諸機関への連絡、
通報、応急措置等を行い、受託者の責任において解決すること。損害のために生じた経
費は受託者の負担とする。

(3) 書類の提出

- ア 乗務員は、別に定める「乗降確認簿」に必要事項を記入し、学校に提出すること。

- イ 受託者は、1ヵ月ごとの業務完了後、市の定める様式により「業務完了報告書」及び
「請求書」を作成し、学校長の確認印を受けて、翌月の10日までに教育委員会学事課
へ提出するものとする。

9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、本業務を統括し、市との連絡調整を行う業務責任者を選任し、届け出ること。
- (2) 受託者は、以下の保障内容を有する任意保険に加入すること。
 - ア 対人保険…8,000万円
 - イ 対物保険…200万円
- (3) 仕様書に記載されていない事項については、市と協議のうえ、決定すること。ただし、協議が成立しない場合は、市の定めるところによるものとする。